

「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」に係る事務処理要領の概要

1 平成16年度 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の改正

廃止された廃棄物の最終処分場は、現状を扱わなければ安定していますが、土地の掘削や土地の形質の変更が行われることで、安定していた地下の廃棄物がかき混ぜられたり酸素が供給されたりすることで、埋立ガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上、支障を生ずるおそれがあります。

このようなことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)が平成16年度に改正され、廃棄物が地下にある土地を知事(福岡市内は福岡市長)が「指定区域」として指定し、当該指定区域内における土地の形質を変更する際には、届出等の制度が創設されました。

福岡市では、平成18年12月11日に一般廃棄物最終処分場3箇所及び平成21年4月20日に産業廃棄物最終処分場18箇所を指定区域として指定しました。

2 指定区域内で土地の形質を変更する場合は、事前に届出が必要です。

指定区域内において、土地の掘削や土地の形質の変更を行う場合は、土地の形質の変更を行う者は、着手の30日前までに当該土地の形質の変更について、市長への届出が必要です。

【届出が必要な行為】

宅地の造成、土地の掘削、建物などの工作物の設置や開墾など、土地の形状又は性質の変更を行う行為が対象となります。廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれます。

【土地の形質の変更を行う者】

その施行に関する計画の内容を決定する者。請負等の契約等により土地の形質の変更が行われる場合は、契約の内容が場所及び深さを特定して土地の形質の変更を行うことを定めるものであれば、工事の具体的な計画を定めるものと解され、発注者が該当する。

一方、契約の内容が建築物を完成させるなどを定めるものであれば、工事の具体的な計画を定めるものでないと解され、受注者が該当します。

また、元請業者と下請業者の関係については、通常は元請業者が工事の施行方法の具体的な計画を定めた上で、その作業の実施を下請業者に請け負わせることから、通常は元請業者が該当します。

3 届出に関する具体的な事務処理要領を定めました。

適切かつ円滑な事務手続きを行うため、福岡市内の指定区域内における土地の形質の変更の届出について、事前協議制を導入した事務処理要領を定めました。

○福岡市の窓口一覧

業務の名称	担当窓口及び連絡先	
一般廃棄物最終処分場の指定区域台帳の閲覧	環境局循環型社会推進部 計画課	711-4308
一般廃棄物最終処分場の届出事務に関する全般的な相談・技術的な情報の提供	環境局施設部施設課	711-4312
産業廃棄物最終処分場の指定区域台帳の閲覧 産業廃棄物最終処分場の届出事務に関する全般的な相談・技術的な情報の提供	環境局環境監理部 産業廃棄物指導課	711-4303